



令和2年 (2020年) 2月19日(水)
No. 15114 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆知財の常識・非常識 ②

これまでの知財高裁大合議判決…………… (1)

☆フラッシュ (特許庁人事異動) …………… (8)

知財の常識・非常識 ②

これまでの知財高裁大合議判決

桜坂法律事務所

弁護士 牧野 知彦

「知財の常識・非常識」は、知っているようで知らないことや、当たり前のように思っているが考えてみると根拠がよくわからないことについて考えてみよう、という趣旨のシリーズとして、本誌の平成28年4月8日号から始まった企画です。その記念すべき第1回が「知財高裁大合議判決」であり、ここでは主に知財高裁設立の経緯や意義といった点に触れて

います。

今回は、元号が令和に変わったこともあり、これまでになされた知財高裁大合議判決の内容を簡単に振り返り¹、いくつかの判決例について感想を述べたいと思います。

なお、本稿執筆時に、平成31年(※)第10003号特許権侵害差止等請求控訴事件(原審:大阪地方裁判

SANKYO PATENT ATTORNEYS OFFICE

〒530-0005 大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル2階
TEL: 06-6233-1456 (代表) FAX: 06-6233-1471 (代表)
E-mail: sokei@sankyo-pat.gr.jp
URL: <http://www.sankyo-pat.gr.jp>

三協国際特許事務所

会長 弁理士	小谷悦司	(機械・意匠・商標・不正競争)
弁理士	川瀬幹夫	(意匠・商標・不正競争)
弁理士	櫻井幸治	(電気・電子)
弁理士	玉串谷幸浩	(機械)
弁理士	脇坂谷子	(電気・電子)
弁理士	大福山彦成	(電気・電子)
弁理士	佐山美本	(化学・材料・機械)
弁理士	宇治下正知	(化学・材料)
弁理士	山上田敦志	(意匠・商標・不正競争)
弁理士	西中直洋	(機械・化学・材料)
弁理士	柳原	(機械)
弁理士	原祥子	(化学・材料)

所長 弁理士	小谷昌崇	(機械)
弁理士	村平敏郎	(機械)
弁理士	松田洋也	(電気・電子・機械)
弁理士	平井敏也	(意匠・商標・不正競争)
弁理士	並佐也興	(機械)
弁理士	西田晶	(商標・不正競争)
弁理士	林渡千高	(電気・電子)
弁理士	渡實平	(電気・電子・機械)
弁理士	貴成福介	(商標・不正競争)
弁理士	行武孝平	(電気・電子・機械)
弁理士	山出康	(機械・化学・材料)
弁理士	山出康	(化学・材料・機械)
弁理士	杉小島	(機械)
弁理士	島弘	(機械)

所平成28年(ワ)第5345号)が指定されていますが、その判決はなされていないので、平成17年9月30日判決(一太郎事件)から令和元年6月7日判決(二酸化炭素含有粘性組成物事件)までの12件を振り返ります²。

1 平成17年9月30日判決(平成17年(ネ)第10040号、「一太郎事件」)

(1) 判決の概略

本件では、間接侵害の成立や、時期に遅れた攻撃防御方法の成否などが争点になりました。

控訴人(被告)は、控訴審において、原審では提出していなかった新たな公知文献を提出して本件特許発明は進歩性を欠くとの無効理由を主張したところ、裁判所は、原審の審理が短期間に行われたこと、被告の新たな主張立証の追加は控訴審の審理の当初に提出されたこと、あるいは、新たに追加された証拠が本件訴えの提起より相当以前に頒布された英語の文献であることなどを挙げて、時期に遅れた攻撃防御方法であるとはいえないとし、結論として、本件特許発明は無効であると判断して、原告(被控訴人)請求を棄却しました。

また、結論には影響しない傍論となりますが、特許法101条4号所定の間接侵害(方法の発明についての非専用品型の間接侵害)の成立要件について、「その物自体を利用して特許発明に係る方法を実施することが可能である物についてこれを生産、譲渡等する行為を特許権侵害とみなすものであって、そのような物の生産に用いられる物を製造、譲渡等する行為を特許権侵害とみなしているものではない。」としたうえで、「被告製品をインストールしたパソコン」は、同号にいう「その方法の使用に用いる物…であってその発明による課題の解決に不可欠なもの」に該当するから、当該パソコンについて生産、譲渡等をする行為は同号所定の間接侵害に該当し得るが、被告の行っている行為は、当該パソコンの生産、譲渡等ではなく、当該パソコンの生産に用いられる被告製品(「一太郎」など)についての製造、譲渡等であるとして、いわゆる「再間接侵害」について間接侵害は成立しないと判断しました。

(2) コメント

この判決において、再間接侵害について間接侵害が成立しないとされたのは、間接侵害という制度が、直接侵害に該当しない行為を例外的に侵害と見做す制度であることから、その適用は謙抑的であるべきとの考えがあったものと推測されます。しかしながら、この判決がなされるまで、再間接侵害は間接侵害に該当しないとといった議論は、学説上でもあまり聞いたことがなかったものであり³、また、このような判断は非専用品型の間接侵害の立法趣旨にも反するとして⁴、学説上も反対意見の多い判決といえます。もっとも、この事件で問題となった製品は「一太郎」などのソフトウェアであり、パソコンに一度インストールしてしまつたら、以後、その物としては、「その物自体を利用して特許発明に係る方法を実施することが可能である物」には該当しないとも評価できるために間接侵害の成立を否定したとも理解できると思います。このように理解するのであれば、本判決は、再間接侵害に該当する類型について一律に間接侵害の成立を否定したとまではいえないのかもしれませんが。

また、本判決では、時期に遅れた攻撃防御方法の成立が問題となっていますが、近時の侵害訴訟の実務では、無効の抗弁、訂正の再抗弁、あるいは、均等侵害といった主張についても、可能な限り第1審で主張すべきとされ、控訴審になって初めて主張した場合には、時期に後れた攻撃防御方法として却下されることがあるので、注意が必要です(この点に関係する判例として、最判平成20年4月24日(ナイフの加工装置事件)、最判平成29年7月10日(シートカッター事件)があり、また、判決例として、知財高裁平成30年9月26日(平成30年(ネ)10044号)、知財高裁平成30年11月26日(平成29年(ネ)10055号など)があります。)

2 平成17年11月11日判決(平成17年(行ケ)第10042号、「偏光フィルムの製造法事件」)

原告の特許権者とする「偏向フィルムの製造法」というパラメータ発明の特許権につき、特許異議の申立てがあり、明細書の記載不備を理由にした特許

取消決定の取消請求事件です。

判決は、特許法旧36条5項1号に規定する明細書のサポート要件につき、「特許請求の範囲の記載が、明細書のサポート要件に適合するか否かは、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、その記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か、また、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討して判断すべきものであり、明細書のサポート要件の存在は、特許権者が証明責任を負う。」との基準を示し、原告の請求を棄却しました。

3 平成18年1月31日判決(平成17年(ネ)第10021号、「インカートリッジ事件」)

(1) 判決の概略

控訴人(原告)は、インカートリッジの容器及びその製造方法等に関する特許権の権利者であり、被控訴人(被告)は、インク費消費後の使用済みの控訴人製品(同特許製品であるインカートリッジ)にインクを再充填するなどして製品化した製品(被告製品)を輸入、販売していたという事案であり、主たる争点は、特許権の消尽です。

原審(東京地裁平成16年12月8日判決)は、被告製品は、消尽の成立の判断基準として「新たな生産」に該当するか否かとの基準にしたがい、被告の行為は新たな生産に当たるとは認められないとし、国際・国内消尽が成立するとして、原告の請求を棄却しました。

これに対し、知財高裁は、特許権者が特許製品を譲渡した場合には、原則的に、特許権は消尽するが、「① 当該特許製品が製品としての本来の耐用期間を経過してその効用を終えた後に再使用又は再生利用がされた場合(「第1類型」)、又は、② 当該特許製品につき第三者により特許製品中の特許発明の本質的部分を構成する部材の全部又は一部につき加工又は交換がされた場合(「第2類型」)には、特許権は消尽せず、特許権者は、当該特許製品について特許権に基づく権利行使をすることが許される。」などとする基準を定立し、第

1審判決を取り消して控訴人(原告)の差止請求を認容しました。

本件は最高裁に係属したところ、最高裁は、知財高裁が定立した基準は採用せず、第1審と同様に、特許権者(実施権者)がわが国において譲渡した特許製品につき加工や部材の交換がされた場合については、それにより当該特許製品と同一性を欠く特許製品が新たに製造されたものと認められるときは特許権を行使することができる」と判示し、上告人(被告)製品の製品化は、本件特許発明の本質的部分に係る構成を欠くに至ったものにつき、この構成を再び充足させて本件特許発明の作用効果を発揮させるものであるなどの事情の下においては、上告人(被告)製品は加工前の被上告人(原告)「製品」と同一性を欠く新たな特許製品が製造されたものであって、本件特許権の行使が制限される対象とはならないとし、上告を棄却しました(最高裁平成19年11月8日判決民集61巻8号298頁)。

(2) コメント

最高裁による消尽の基準は第1審と同様の「新たな生産」に該当するか否かというものですが、結論は、消尽の成立を否定した知財高裁と同様なものとなっています。また、最高裁は知財高裁の判断基準は採用していませんが、「新たな生産」に該当するか否かの判断の要素として知財高裁の判断を踏まえた判断を示しています。

この点、知財高裁が定立した基準は知財実務を踏まえたものであって、知財を扱う者からすると現実的な妥当性を考えた基準のように思われます。しかしながら、後述する「プラバスタチンナトリウム事件」も同様ですが、やや知財に特有の技巧的ともいえる判断ともいえ、このような知財高裁が定立する基準は最高裁では受け入れられず、より法律の条文や制度趣旨に忠実な原理原則論的な判断に変更される傾向があるように感じます。

特許法を含めた知財法は我が国の法律の一つですので、法律の条文や趣旨から離れた解釈が許されるべきではないことは他の法律と同様ではありますが、その一方で、国際的なハーモナイゼーションが大きな問題となったり、立法のスピード

が必ずしも急速な時代の変化に追いつけないといった特徴もあり、実際にも他の法律を先取った立法がなされることも珍しくないといった点で、他の法律とは少し異なった特色があるように思います。このあたりの事情をどの程度踏まえるのかについて、知財を専門とする知財高裁の感覚と、すべての法律の解釈を担う最高裁の感覚との間には、若干のずれがあるのかもしれませんが。

4 平成20年5月30日判決(平成18年(行)第10563号、「ソルダーレジスト事件」)

1 判例の概略

本件では、いわゆる「除くクレーム」とする訂正の適否と、商標による特定が許容されるのが争点となりました。

本判決では、先願発明と同一であるとの無効理由を回避するために、訂正前の各発明から先願発明と同一の部分を除外するに当たり、特許請求の範囲の記載において、「ただし、…を除く。」とした訂正が新規事項の追加に当たらず適法な訂正とし、この除かれる部分を特定するために、先願明細書の実施例2の特定の物質又は製品の記載を引用した場合(その中に、「TEPIC:日産化学(株)製登録商標」との記載があります。)、これによって特定された物が技術的に明確でないということはいくつかできませんでした。

なお、この判決を受けて、特許庁は、平成22年6月1日付けで「特許・実用新案審査基準」の「第Ⅲ部 明細書、特許請求の範囲又は図面の補正(新規事項)」の項を改めています。

2 コメント

例えば、「1~30重量パーセント」というクレームを15重量パーセント未満の範囲に減縮することを考えると、「1~15重量パーセント未満」とする場合と「15重量パーセント以上を除く」といった除くクレームにすることが考えられます⁵。

この点、特許庁の審査基準によれば、前者のような数値範囲を減縮する補正の基準については、「第Ⅳ部 第2章 新規事項を追加する補正3.3.1 特許請求の範囲の補正」のうちの「(3) 数値限定を追加又は変更する補正の場合」に定められて

おり、後者の除くクレームの基準は「(4) 除くクレームとする補正の場合」に記載されています。そして、審査基準によれば、前者ではなんらかの形で「1」や「15」が明細書に記載されていることを要求していますが、後者では、必ずしも、それが要求されていないようであり、若干の相違があるように感じます。この点について、補正の認められやすさなどについて実際に差があるのかどうか、興味のあるところです。

5 平成24年1月27日判決(平成22年(ネ)第10043号、「プラバスタチンナトリウム事件」)

本件では、プロダクト・バイ・プロセス・クレーム(PBP)の解釈が争点となりました。

本判決は、特許発明の技術的範囲は、特許請求の範囲の記載に基づいて定められるべきものであるから、「物の発明」に係る特許請求の範囲にその物の「製造方法」が記載されている場合、原則として、当該発明の技術的範囲は、当該製造方法により製造された物に限定されるものとして解釈・確定されるべきであるとし(「不真正プロダクト・バイ・プロセス・クレーム」)、例外として、物の構造又は特性により直接的に特定することが出願時において不可能又は困難であるとの事情が存在するときには、発明を奨励し産業の発達に寄与することを目的とした法1条等の趣旨に照らして、その物の製造方法によって物を特定することも許され(「真正プロダクト・バイ・プロセス・クレーム」)、この場合、製造方法は物を特定する目的で記載されたものとして、その技術的範囲は、特許請求の範囲に記載された製造方法に限定されることなく「物」一般に及ぶと解釈されるべきであるとしました。また、この理は、特許無効の抗弁における発明の要旨の認定についても適用されるとしました。

本件は上告され、最高裁は「物の発明についての特許に係る特許請求の範囲にその物の製造方法が記載されている場合であっても、その特許発明の技術的範囲は、当該製造方法により製造された物と構造、特性等が同一である物として確定されるものと解するのが相当である。」として、いわゆる物同一説を採用し、「物の発明についての特許に係る特許請求の

範囲にその物の製造方法が記載されている場合において、当該特許請求の範囲の記載が特許法36条6項2号にいう「発明が明確であること」という要件に適合するといえるのは、出願時において当該物をその構造又は特性により直接特定することが不可能であるか、又はおよそ実質的でないという事情が存在するときに限られると解するのが相当である。」として、破棄差戻の判決をしました(最高裁平成27年6月5日判決。千葉勝美判示の補足意見及び山本庸幸の意見があります。)

6 平成25年2月1日(平成24年(ネ)第10015号、「ごみ貯蔵機事件」)

本件では、特許法102条2項の侵害利益による損害の推定規定の適用を受けるために、権利者による特許発明の実施が必要であるか否かが争点となりました。

本判決は、「特許法102条2項は、損害額の立証の困難性を軽減する趣旨で設けられた規定であって、その効果も推定にすぎないことからすれば、同項を適用するための要件を、殊更厳格なものとする合理的な理由はないというべきである。したがって、特許権者に、侵害者による特許権侵害行為がなかったならば利益が得られたであろうという事情が存在する場合には、特許法102条2項の適用が認められると解すべきであり、特許権者と侵害者の業務態様等に相違が存在するなどの諸事情は、推定された損害額を覆滅する事情として考慮されるとするのが相当である。そして、後に述べるとおり、特許法102条2項の適用に当たり、特許権者において、当該特許発明を実施していることを要件とするものではないというべきである。」として、特許権者の実施は、同項の成立要件でないとししました。

7 平成26年5月16日(平成25年(ネ)第10043号外2件、「サムソンVSアップル事件」)

本件の争点は多岐にわたりますが、部品の譲渡によって特許権が消尽するか否か、FRAND宣言によってライセンス契約が成立するか否か、控訴人による特許権に基づく損害賠償請求権の行使(主に、FRAND条件でのライセンス料相当額を超える

部分)が権利の濫用に当たるか否か、FRAND条件でのライセンス料相当額がどうなるのかなどが争われました。

本判決では、部品の譲渡によっては特許権は消尽しないこと、FRAND宣言はライセンス契約の申込みとは認められないから、当該FRAND宣言によってライセンス契約が成立するものではないこと、控訴人による特許権に基づく損害賠償請求権の行使が、FRAND条件でのライセンス料相当額を超える部分では権利の濫用に当たるが、FRAND条件でのライセンス料相当額の範囲内では権利の濫用に当たるものではないことを示したうえで、FRAND条件でのライセンス料相当額を判断しました。

また、本件は、裁判所が訴訟当事者以外の者の意見を募集するという、米国のアミカスブリーフ類似の手続きが行われたことでも注目された事件です。

8 平成26年5月30日(平成25年(行ケ)第10195号外3件、「アバスチン事件」)

(1) 判決の概略

本判決がなされる以前から、特許権の存続期間の延長登録が認められるための要件に関して、一連のパシーフカプセルにかかる事件によって、裁判所の判断が示され(知財高判平成21年5月29日や最判平成23年4月28日)、裁判所の判断と特許庁の取扱に齟齬が生じていました。これを受けて、特許庁は、従前からの特許庁の判断の大枠は残したうえで最判平成23年4月28日の判断との整合性を保つための審査基準の改訂を行いました。

本判決はこのような流れの中で示された判断であり、知財高裁は、上記の改訂された審査基準に基づいてなされた審決について、裁判所としての従来からの見解を踏襲した判断を示して審決を取消しており、上告審である最高裁においても、知財高裁の判断が維持されています。その結果、特許庁は再度、審査基準を改訂しました。

本判決の内容の詳細は判決文を参照して頂きたいと思いますが、延長登録が認められるための要件と特許法68条の2に基づく延長された特許権の効力の及ぶ範囲とは常に直接的な関係があるとはいえないとの認識を前提に、対象となる処分が先行処分によっては実施できない場合には延長登

録を広く認める代わりに、延長された特許権の効力が及ぶ範囲は限定的に解釈するというものです。この考え方は、後述するオキサリプラチナム事件判決においても踏襲されています。

(2) コメント

特許権の効力については、他者の行為を禁止できるということと(禁止権)、自己の実施が保証されるという効果(実施権)とが考えられます。この点、例えば、XがAという特許発明を保有していても、他者であるYがその範囲に含まれるがより範囲を限定したa1という特許権を取得した場合には、XはYの許可がなければa1の範囲についてはAを実施できませんし、YはXの許可がなければa1を実施できません。この意味において、特許権の効力の本質は自己の実施が保証されるということではなく、他者の行為を禁止できるという禁止権にあると考えられますが、延長登録という制度は、自らが実施できない期間の延長を認める制度であって、特許権の効力として自己の実施の保証をすること(実施権)を認める制度といえます。

知財高裁や最高裁の理解は、このような制度趣旨を踏まえての判断といえます。

9 平成28年3月25日(平成27年(ネ)第10014号、「マキサカルシトール事件」)

本件判決では、均等の5要件の主張立証責任の所在、均等の第1要件の意味と第5要件の意味などが示されました。

本判決は、均等の5要件のうち、1～3の要件については権利者側に、4と5の要件については均等を否定する側に主張立証責任があるとの通説的な理解にしたがった判断を示しました。

また、均等の第1要件における特許発明の本質的部分の意味について、「当該特許発明の特許請求の範囲の記載のうち、従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分であり、本質的部分は、特許請求の範囲及び明細書の記載、特に明細書記載の従来技術との比較とその貢献の程度から認定されるべきである。」などとし、均等の第5要件については、「特許請求の範囲に記載された構成と実

質的に同一なものとして、出願時に当事者が容易に想到することのできる他の構成があるということのみを理由として、出願人が特許請求の範囲に当該他の構成を記載しなかったことが第5要件における「特段の事情」に当たるものということとはできないが、出願人が、出願時に、特許請求の範囲外の他の構成を、特許請求の範囲に記載された構成中の異なる部分に代替するものとして認識していたものと客観的、外形的にみて認められるときには、出願人が特許請求の範囲に当該他の構成を記載しなかったことは、第5要件における「特段の事情」に当たるものといえる。」などと判断しています。これらの判断も通説的な理解にしたがった判断であるといえると思います。

最高裁では、第5要件の点のみが取り上げられ、「出願人が、特許出願時に、特許請求の範囲に記載された構成中の対象製品等と異なる部分につき、対象製品等に係る構成を容易に想到することができたにもかかわらず、これを特許請求の範囲に記載しなかった場合であっても、それだけでは、対象製品等が特許発明の特許出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たるなどの特段の事情が存するとはいえないというべきである。」との判断が示されています。

10 平成29年1月20日(平成28年(ネ)第10046号、「オキサリプラチナム事件」)

本件は、存続期間が延長された特許権の効力が及ぶ範囲などが争われた事案です。

裁判所は、「存続期間が延長された特許権に係る特許発明の効力は、政令処分定められた「成分、分量、用法、用量、効能及び効果」によって特定された「物」(医薬品)のみならず、これと医薬品として実質同一なものにも及び、政令処分定められた上記構成中に対象製品と異なる部分が存する場合であっても、当該部分が僅かな差異又は全体的にみて形式的な差異にすぎないときは、対象製品は、医薬品として政令処分の対象となった物と実質同一なものに含まれ、存続期間が延長された特許権の効力の及ぶ範囲に属する。」「医薬品の成分を対象とする物の特許発明において、政令処分定められた「成分」に関する差異、「分量」の数量的差異又は「用法、

用量」の数量的差異のいずれか一つないし複数があり、他の差異が存在しない場合に限定してみれば、僅かな差異又は全体的にみて形式的な差異かどうかは、特許発明の内容に基づき、その内容との関連で、政令処分において定められた「成分、分量、用法、用量、効能及び効果」によって特定された「物」と対象製品との技術的特徴及び作用効果の同一性を比較検討して、当業者の技術常識を踏まえて判断すべきである。」などとの判断を示し、さらに、いくつかの類型を示しています。

もっとも、この知財高裁大合議判決では、延長登録された特許権の効力範囲以前の問題として、対象製品は当該特許権の技術的範囲に含まれないとしているので、上記の判断は結論には影響しない判断となります。

11 平成30年4月1日(平成28年(行ケ)第10182号外1件、「ピリミジン誘導体事件」)

本件では、特許権消滅後であっても審決取消訴訟の訴えの利益は消滅しないこと、及び、特許法29条1項の「刊行物に記載された発明」に関し、「刊行物に化合物が一般式の形式で記載され、当該一般式が膨大な数の選択肢を有する場合には、特定の選択肢に係る技術的思想を積極的あるいは優先的に選択すべき事情がない限り、当該特定の選択肢に係る具体的な技術的思想を抽出することはできず、これを引用発明と認定することはできない。」との判断が示されています。

12 令和元年6月7日(平成30年(ネ)第10063号、「二酸化炭素含有粘性組成物事件」)

本件では、特許法102条2項の解釈が網羅的に示され、また、同3項の実施料率について、必ずしもライセンス契約で定められるような料率ではなく、侵害があったことを前提にしたより高額な料率も認められるとする令和元年の特許法改正に沿った判断などが示されています⁶。

13 結語

以上、知財高裁大合議で示された合計12件の判決例について概観しました。知財高裁の設立から約15

年が経過し、大合議判決の数もそれなりに豊富になってきたと思います。

しかしながら、知財高裁の大合議判決には、裁判官全員一致の意見が必要とされることや、技術系の事件についてしか指定できない(民事訴訟法269条の2)といった制度上の制約があるためか、指定される事件が、相当程度制限されているのは、残念に思います。

また、これまでのところ、無効の判断(無効論)を審理の対象とする審決取消訴訟の事件が少ないように感じます。この点、無効論では、優先権、分割出願、補正、あるいは訂正の要件といった手続的な要件にかかわる解釈も多く、大合議判決にふさわしい事案もあると思いますので、今度、このような点についても、積極的に大合議判決が示されることを期待しています。

¹ 紙面の都合により、判例の紹介は、争点の一部のみとなります。

² この他に、大合議事件に指定された後に訴えが取り下げられた事件が1件あります。

³ 専用品型の間接侵害についてですが、むしろ、間接侵害品を製造するための金型などは、一つの典型的な間接侵害品であると理解されていたと思います。

⁴ 特許法101条4号の間接侵害(非専用品型の間接侵害)の規定は、「専用品型(のみ)」の間接侵害だけであると、ソフトウェアのような多機能型の製品について間接侵害が成立しにくく、特許発明の保護に欠けるということが立法理由の一つとされ、平成14年特許法改正によって新設されました。

⁵ もっとも厳密に両者が同じかというやや疑問もあり、審査基準において、本文記載のような相違があるのは、両者が同じ概念ではないという理解なのかもしれません。

⁶ 本判決については、「知財の常識・非常識」の21回目で紹介しました。